

### (火を使用する設備に附属する煙突)

第9条 火を使用する設備（燃料電池発電設備を除く。）に附属する煙突の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。（う）（け）（ほ）

- (1) 構造又は材質に応じ、支杵、支線、腕金具等で固定すること。（ほ）
- (2) 可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分、小屋裏、天井裏、床裏等において接続する場合は、容易に離脱せず、かつ、燃焼廃棄が漏れない構造とすること。（け）（ほ）
- (3) 掃除が容易にできる構造とし、筒内に著しくばい煙が付着したときは、これを除去すること。（け）（ほ）
- (4) 破損したままの状態又は煙若しくは火気が漏れる状態で使用しないこと。（け）（ほ）
- (5) 火粉が飛散するおそれのある煙突は、火粉の飛散を防止するための有効な装置を設けること。（う）（ほ）
- (6) 前各号に規定するもののほか、煙突の基準については、建築基準法施行令第115条第1項第1号から第3号まで及び第2項の規定を準用する。（ほ）

#### 【解説】

本条は、火気設備等に接続する煙突の位置、構造及び管理について規定している。

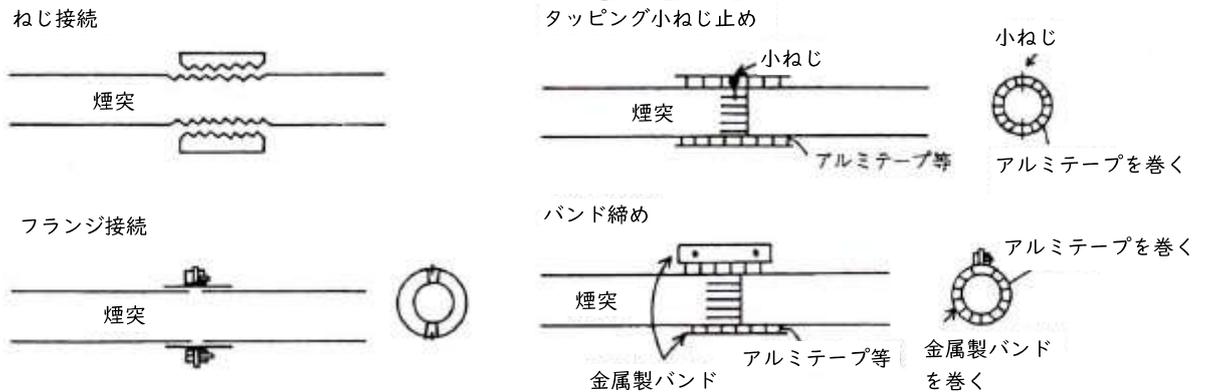
1 第1号は、煙筒が風、雪又は衝撃等により脱落、転倒又は破壊等して、火紛等により火災が発生したり、又は酸欠事故が発生することを防止することを規定したものである。

「固定」とは、振動等による煙突の倒壊を防ぐために、れんが造、石造、コンクリートブロック造等は、鉄製の支柱で、金属製のものは支線、腕金具等で建築物等に固定することをいう。

2 第2号は、振動等による離脱又は排気漏れによって熱伝導し、壁等に着火することを防止するため規定したものである。「容易に離脱せず、かつ、燃焼排気が漏れない構造」とは、ねじ接続、フランジ接続、ロック機構付接続の他、差し込み接続を使用する場合は、タッピング小ねじ止め又はバンド締めと同等以上の固定方法とすることをいう。隠ぺい部分で接続する場合は特に気密性にすぐれていること。

金属製の場合、一般には接続部をアルミテープ等でシールすると気密性能が十分保たれる。また、接続は容易で確実に接続できる工法とし、地震などで容易に外れることのない構造とすること。

<接続例>図9-1



- 3 第3号は、日常の保守管理を目的とした規定である。煤煙の付着による火粉の飛散、又はじんあい等の付着により排気効率が低下し、酸欠事故等の発生を防止するため、定期的に点検清掃することが必要である。
- 4 第4号は、煙突の破損した状態又は煙や火気が漏れる状態で使用することを防止するための規定である。
- 5 第5号は、煙突から火粉が飛び散り、飛び火して火災が発生することを防止するための規定である。
- 6 第6号の建築基準法施行令第115条第1項第1号から第3号まで及び第2項の規定は次のとおり。

(建築物に設ける煙突)

建築物に設ける煙突は、次に定める構造としなければならない。

- 一 煙突の屋上突出部は、屋根面からの垂直距離を60センチメートル以上とすること。
- 二 煙突の高さは、その先端からの水平距離1メートル以内に建築物がある場合で、その建築物に軒がある場合においては、その建築物の軒から60センチメートル以上高くすること。
- 三 煙突は、次のイ又は口のいずれかに適合するものとする。
  - イ 次に掲げる基準に適合するものであること。
    - (1) 煙突の小屋裏、天井裏、床裏等にある部分は、煙突の上又は周囲にたまるほこりを煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させないものとして国土交通

大臣が定めた構造方法を用いるものとする。

(2) 煙突は、建築物の部分である木材その他の可燃材料から 15 センチメートル以上離して設けること。ただし、厚さが 10 センチメートル以上の金属以外の不燃材料で造り、又は覆う部分その他当該可燃材料を煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる部分は、この限りでない。

ロ その周囲にある建築物の部分（小屋裏、天井裏、床裏等にある部分にあっては、煙突の上又は周囲にたまるほこりを含む。）を煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させないものとして国土交通大臣の認定を受けたものであること。

2 前項第一号から第三号までの規定は、廃ガスその他の生成物の温度が低いことその他の理由により防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する場合においては適用しない。

昭和 56 年 6 月 1 日 建設省告示第 1918 号

(略)

平成 16 年 9 月 29 日 国土交通省告示第 1168 号

(略)

7 これらの規定によるほか、位置、構造等の基準の細目については、「広島市火災予防条例第 9 条で規定する煙突の取扱について」（昭和 62 年 8 月 14 日 甲検第 24 号広島市消防局長通達）（別添資料 5）によることとしている。